

償却資産（固定資産税）の申告は1月31日(水)まで ～令和6年1月1日現在の所有状況を申告してください～

償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

●受付期間：1月4日(木)～31日(水)
(土日、祝日を除く)

※受付初日と最終日は大変込み合いますので、お急ぎの人以外は時期をずらしてお越し願います。

●提出先：役場町民税務課または歌津総合支所

●提出書類：償却資産申告書および種類別明細書

償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などをしている個人・法人が、その事業のために所有している構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

業種別の償却資産

漁業	漁船、船外機、漁具など
農業	農機具、ビニールハウス、耕運機など
工場	受変電設備、旋盤、溶接機など
小売業	冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
不動産業	舗装工事、駐輪場、フェンスなど

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。下記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個人 (住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個人 (個人事業主)	個人事業主が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

※昨年までに申告された個人・法人には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な個人・法人は、町民税務課資産税係までご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書に所定事項を記入の上、必ず提出してください。

問 町民税務課 資産税係 ☎46-1372

国民年金だより

20歳になつたら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか？国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残った時などに年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までの全ての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

○加入手続きが必要な人は

学生や自営業者などの人で、20歳になって第1号被保険者となる人（学生、自営業者、農漁業の人、無職の人も含まれます）は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者の人は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

○保険料は月額16,520円（令和5年度）です

国民年金の第1号被保険者の令和5年度の保険料は月額16,520円です。

学生やアルバイトなどの人で収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

○保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生などの本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の人などは、経済的な理由によって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては市区町村または年金事務所に問い合わせください。

問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課 戸籍住民係 ☎46-1373

おりほの 納税教室

令和5年度 町県民税申告相談受付日程

★受付区分

（世帯の収入の種類により、受付区分が異なります。対象となる受付区分の日以外に来場された場合は受付できません。）

受付区分 A	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円未満（1円～999,999円まで）の世帯 ※必ず各事業の収支内訳書を作成してから来場してください（未作成のまま来場すると、受け付けできません）。 ※開口だけの漁業や家事消費だけの農業なども事業収入に含まれますのでご注意ください。
受付区分 B	漁業や農業、自営業などの事業収入があり、事業収入の合計金額が100万円以上（1,000,000円～9,999,999円まで）の世帯 ※必ず各事業の収支内訳書を作成してから来場してください（未作成のまま来場すると、受け付けできません）。 ※開口だけの漁業や家事消費だけの農業なども、事業収入に含まれますのでご注意ください。 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある人は、翌年以降の消費税申告が必要となるため、町の申告会場では受け付けできませんので、直接、税務署で申告してください。
受付区分 C	漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例) ○給与収入、年金収入のみの世帯（開口だけの漁業や自家消費だけの農業なども行っていない世帯） ○受付区分「A」および「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸し付けによる不動産収入などがある世帯 ※受付区分「C」では、混雑緩和のため、受付日ごとに対象地区を指定しています。
受付区分 D	収入の種類や地区に関係なく申告を受け付けます。受付時間：午前9時～11時 ※混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

【注意事項】

- ・町受付会場では所得税および町県民税申告のみの受け付けとなりますので、消費税の申告については別途税務署で行う必要があります。
- ・該当する受付区分の指定日に来場してください（対象となる受付区分の日以外に来場された場合は受け付けできません）。
- ・書類などに不備があると受け付けできません。表面の各項目を参照して、「必要な準備」を行ってから来場してください。
- ・譲渡収入がある場合は、「譲渡所得の内訳書」を作成してください。
- ※「譲渡所得の内訳書」および「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」は、税務署または国税庁のホームページから入手できます。また、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口にも備え付けています。
- ・漁業や農業、自営業などの事業収入がある人、不動産の貸し付けによる不動産収入のある人は、必ず収支内訳書を作成してください。

★受付カレンダー（受付会場と受付区分を確認してください。）

会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）等	会場	日付	曜日	受付区分	対象地区（行政区）等
総合体育館 (ベイサイドアリーナ)	2月8日	木	C	戸倉地区	歌津総合支所 検診室	3月3日	日		
	2月9日	金	C	入谷地区		3月4日	月		世帯全員の収入が給与・年金のみの人を対象とした受付日【完全予約制】
	2月14日	水	C	志津川地区(新井田、志津川中央、中央、大森)		3月5日	火		
	2月15日	木	B			3月6日	水	B	
	2月16日	金	A			3月7日	木	A	
	2月18日	日	C	志津川地区(旭ヶ丘、西ヶ丘) ※受付時間は午前9時から11時までです。		3月8日	金	C	歌津地区
	2月19日	月	C	志津川地区(指定のない行政区)		3月10日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月21日	水	A			3月12日	火	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月22日	木	C	志津川地区(沼田、沼田東、東ヶ丘、天王山、天王山中央)		3月13日	水	B	
	2月25日	日	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。		3月14日	木	A	
	2月26日	月	B			3月15日	金	D	町内全地区・全区分対象 ※受付時間は午前9時から11時までです。
	2月28日	水	A						
	2月29日	木	C	町内全地区 ※受付時間は午前9時から11時までです。					

※受付時間を設定している日がありますので対象地区等の欄をよくご確認いただき、ご来場願います。
※ベイサイドアリーナ（志津川会場）は、施設管理の関係から「午前9時」開館となっております。

◆受付時間◆

午前の部	午前9時から11時まで
午後の部	午後2時から4時まで

問 町民税務課 税務係 ☎46-1372